

令和2年6月26日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

I 県立都市公園における指定管理者制度の追加導入について……………	1
II 海水浴場の開設及び海岸の安全対策等について……………	3

I 県立都市公園における指定管理者制度の追加導入について

1 現在の状況

県民サービスの向上と経費節減を図るため、県立都市公園には指定管理者制度を導入している。現在の指定期間は、平成 27 年 4 月から令和 4 年 3 月末までの 7 年間となっている。

2 令和 4 年 4 月からの指定管理者制度導入について

現在、指定管理者制度を導入している 25 公園に加え、次の公園へ指定管理者制度を導入する。

公園名	現在の管理形態
山北つぶらの公園	直営（平成 29 年 3 月開園）

3 新たに指定管理者制度を導入する理由

山北つぶらの公園は、広場や駐車場等の整備を行い、平成 29 年 3 月に開園した。その後、令和元年度末に、利用者への情報発信拠点となるパークセンターが完成し、公園利用や管理運営に必要な主な施設が整ったことから、令和 4 年 4 月から指定管理者制度を新たに導入することとした。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年 9 月県議会定例会	令和 3 年 4 月に募集を開始する施設、募集条件等を常任委員会に報告
令和 3 年 2 月県議会定例会	新規導入に係る条例改正議案の提出
令和 3 年 4 月	指定管理者の募集開始
令和 3 年 9 月県議会定例会	指定管理者の指定に係る議案を提出
令和 4 年 4 月	指定管理者による管理の開始

参考資料

県立都市公園の指定管理者導入状況

令和2年4月1日現在

施設名	管理状況
塚山公園	指定管理者
葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地	
湘南海岸公園	
相模湖公園	
城ヶ島公園	
恩賜箱根公園	
辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園	
観音崎公園	
東高根森林公園	
相模原公園	
大磯城山公園	
七沢森林公園	
四季の森公園	
座間谷戸山公園	
秦野戸川公園	
津久井湖城山公園	
茅ヶ崎里山公園	
あいかわ公園	
相模三川公園	
保土ヶ谷公園	
三ツ池公園	
おだわら諏訪の原公園	
境川遊水地公園	
いせはら塔の山緑地公園	
山北つぶらの公園	H29.3 開園（直営）
計	指定管理者（25） 直営（2）

II 海水浴場の開設及び海岸の安全対策等について

新型コロナウイルス感染症が収束しない中、今年の実内の海水浴場は全て開設しないこととなり、県は、その海岸における安全対策等に取り組むこととしたので報告する。

1 海水浴場の開設について

(1) ガイドラインについて

ア 策定の趣旨

今年の実内の海水浴場は、例年どおり開設すれば、感染リスクが高い「3密」の状態になることが想定されることから、海水浴場の開設者が開設可否を判断するにあたって活用してもらうよう、県は、感染症の専門家の意見も伺いながら、海水浴場を開設する場合に開設者等が行うべき感染防止対策を「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン」として策定した。

イ 主な感染防止対策

- ・海水浴場の開設者は、砂浜に一定の間隔で目印の設置を行うなど、ソーシャルディスタンスを確保するための対策を必ず講じること。
- ・海の家営業者は、施設内の密集を避けるために、施設の利用は完全予約制とすること。
- ・海水浴場等利用者は、海水浴場に行く前に体温測定、健康チェックすること。

(2) 経過

- | | |
|-------|-----------------------|
| 5月21日 | ガイドライン（案）を市町等開設者に提示 |
| 5月27日 | ガイドラインを施行 |
| ～6月5日 | 県内全ての海水浴場が開設されないことが決定 |

2 海岸の安全対策等について

今年、海水浴場が開設されないことから、例年であれば市町等の開設者が担う安全対策等が実施されない。

そこで県は、例年と同様の安全対策等が確保されないことを広く県内外に発信するとともに、地元市町と連携して、この夏の海岸における安全対策等にしっかりと取り組んでいく。

(1) 経過

- | | |
|-------|---------------------------|
| 6月10日 | 県・市町等による検討会議を開催 |
| 6月19日 | 公益財団法人日本ライフセービング協会と包括協定締結 |

(2) 検討会議における市町の主な意見

- 海水浴場を開設しなくても多くの方が海を訪れることが想定されるので、安全対策は喫緊の課題である。
- 県内の海水浴場が開設されていないことを県内外に発信してほしい。
- バーベキュー等のゴミが放置されることを懸念している。 など

(3) 主な安全対策等

ア 海水浴場が開設されないことの周知

ホームページのトップページへの掲載や、「かなチャンTV」等の活用などにより、広く周知を図る。

イ 海岸のルールづくり

砂浜での飲酒を控えること、ゴミを持ち帰ること等の自主ルールを地元市町と策定する。

ウ 遊泳自粛要請看板、自主ルール看板等の設置

遊泳自粛や、自主ルールの遵守及びソーシャルディスタンスの確保等を促す看板等を設置する。

エ 海岸パトロールの強化

密集・密接を避けることや、遊泳自粛や自主ルールの遵守等の呼びかけなどを行う。

オ ドローンを活用した監視・救命活動

人が多く集まる海岸で、ドローンを活用した監視・救命活動を行う。

(4) 今後の予定

6月29日 県・市町等による検討会議（第2回）を開催

7月1日～ 順次対策を行う。

※ 7月以降の海岸の利用状況等により、必要に応じて対策の見直しを行う。